

特許出願等援助規則施行細則 (内規第57号)

制 定 (平成11年12月21日理事会決議、同12年1月1日から施行)
改 正 (平成12年2月15日理事会決議、即日施行、同年1月1日から適用)
(平成12年12月7日第1回臨時総会決議、会令第32号により同13年1月6日から施行、同年2月2日公示)
(平成14年3月12日正副会長会決議、即日施行、同年4月1日公示)
(平成14年11月19日正副会長会決議、即日施行、同年11月29日公示)
(平成17年10月25日正副会長会決議、即日施行、同年11月30日公示)
(平成18年3月14日正副会長会決議、同年4月1日から施行、同年4月28日公示)
(平成18年10月17日執行役員会決議、同年12月6日から施行、同年12月26日公示)
(平成21年12月9日執行役員会決議、即日施行、同年12月24日公示)
(平成22年12月22日執行役員会決議、即日施行、同23年1月31日公示)
(平成23年11月2日執行役員会決議、同年12月9日から施行、同年12月22日公示)
(平成24年3月28日執行役員会決議、即日施行、同年4月27日公示)
(平成24年4月23日執行役員会決議、同年5月25日から施行、同年6月29日公示)
(平成24年10月3日執行役員会決議、同年12月6日から施行、同年12月21日公示)
(平成24年12月5日執行役員会決議、即日施行、同年12月21日公示)
(平成26年2月5日執行役員会決議、同年4月1日から施行、同年5月15日公示)
(平成26年8月20日執行役員会決議、即日施行、同年9月16日公示)
(平成26年12月10日執行役員会決議)
(平成27年3月4日執行役員会決議、同年4月1日から施行、同年3月16日公示)
(平成27年6月4日執行役員会決議、同年6月8日から施行、同年7月15日公示)
(平成29年2月22日執行役員会決議、同年4月1日から施行、同年3月15日公示)
(平成29年3月16日執行役員会決議、同年3月16日から施行、同年4月17日公示)
(平成29年12月27日執行役員会決議、同30年1月1日から施行、同30年3月15日公示)
(令和2年5月8日執行役員会決議、即日施行、同年6月15日公示)
(令和2年6月10日執行役員会決議、即日施行、同年7月15日公示)
(令和2年9月30日執行役員会決議、即日施行)

(目的)

第1条 この規則は、「特許出願等援助規則（会令第23号）」（以下「援助規則」という。）第7条の規定に基づき、特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願及びこれらに関連する手続（以下「特許出願等の手続」という。）の援助に必要な事項を定めることを目的とする。

(援助対象者の判定基準)

第2条 援助規則第2条第1号に規定する個人とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 発明、考案又は意匠の創作（以下「発明等」という。）をした個人及びその配偶者の援助申請時の年収額（賞与を含む）の合計額が別表1に定める基準以下の者

(2) 特許出願等の手続に要する費用（弁理士報酬及び特許印紙代などの諸経費を含む。以下「手続費用」という。）を支払うと生活が脅かされるおそれのある生計困窮者

(3) 国が指定した感染症に起因して、国、自治体又は公的機関より収入減少による支援を受けている者で、手続費用の支払いに当てる資金を確保することが困難な者

2 援助規則第2条第2号に規定する個人とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 年収額が少なく、手続費用を支払うことが困難な者

(2) 大学等の教育機関で教育活動または研究活動を行っていて、その活動に基づいて発明等をした者で、手続費用の支払いに当てる資金を確保することが困難な者

(3) 独創的な技術による新商品の開発等、新たな事業分野を創造することを志向する者で、手続費用の支払いに当てる資金を確保することが困難な者

- (4) 国が指定した感染症に起因して、国、自治体又は公的機関より収入減少による支援を受けている者で、手続費用の支払いに当てる資金を確保することが困難な者
- 3 援助規則第2条第3号に規定する法人とは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。
- (1) 中小企業基本法に定める中小企業者であって、設立から7年以内であって、かつ直近の年間純利益が500万円を超えない法人又は設立から7年を超える、かつ直近の年間純利益がゼロ円以下である法人
- (2) 「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転に関する法律」に基づいて設立された法人であって、手続費用の支払いに当てる資金を確保することが困難な法人
- (3) 私立大学等の学校法人で、手続費用の支払いに当てる資金を確保することが困難な法人
- (4) 独創的な技術による新商品の開発等、新たな事業分野を創造することを志向する法人で、手続費用の支払いに当てる資金を確保することが困難な法人
- (5) 国が指定した感染症に起因して、国、自治体又は公的機関より事業収入減少による支援を受けている中小企業基本法に定める中小企業者で、手続費用の支払いに当てる資金を確保することが困難な法人
- 4 本条第1項各号に該当する個人又は第2項各号に該当する個人若しくは第3項各号に該当する法人であっても、公的又は私的な助成制度による手続費用の援助を既に受けている場合、又は手続費用に充当し得る可処分資産を有している場合は、この規則による援助対象から除外することができる。
- 5 本条第1項各号に該当する個人又は第2項各号に該当する個人若しくは第3項各号に該当する法人であっても、以下の各号のいずれかに該当する場合は、この規則による援助対象から除外することができる。
- (1) 反社会的勢力又はこれらに準ずる者
- (2) 申請時に禁固以上の刑に服している者
- (3) 偽計、威力又は脅迫的言動等を用いて弁理士会の業務を妨害する者
- (4) 謹謗又は中傷により弁理士会の信用を毀損する者
- (5) 第3号又は第4号に該当するおそれがあると執行役員会が認めた者

(有用性のある発明等の認定基準)

第3条 援助規則第2条に規定する「有用性のある発明等」は、新規事業の創出等、何らかの形で社会に貢献する可能性が高く、かつ特許等による蓋然性がある発明等とする。

(援助の内容)

第4条 援助規則第3条に規定する手続費用の全部又は一部の負担は、援助規則第2条各号に該当する個人又は法人に対して行うことができる。この負担に当たっては、援助規則第2条各号に規定する「有用性のある発明等」は、前条の発明等のうち大きな効果が期待される発明等とする。

(発明等の実施の認定基準)

第5条 援助規則第2条第2号及び第3号に規定する「実施」は、実施の内容に具体性がなければならない。

(手続費用の内容)

第6条 援助規則第3条に規定する「手続費用」は出願時に要する特許印紙代、弁理士報酬、及び実費（旅費、印書代、図面代等）を含むものとする。

2 旅費は執行役員会の承認を得た場合以外はこれを支給しない。

3 特許印紙代について国により軽減措置が講じられている個人、法人に対しては、それに従うものとする。

(援助の申請)

第7条 援助の申請をしようとする者は、様式1により作成した特許出願等援助申請書（以下「申請書」という。）を日本弁理士会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(審査)

第8条 知的財産支援センター（以下「支援センター」という。）の出願等援助部は、第8条により提出された申請書に基づき、第2条ないし第5条に規定する基準に該当するか否かの審査を行う。

2 前項の審査は書類審査とし、必要に応じて面接審査をすることができる。

3 出願等援助部は、提出された申請書のみでは判断が困難である場合は、審査に要する書類の更なる提出を求めることができる。

(報 告)

第9条 出願等援助部は、第8条の申請書の審査をしたときは、遅滞なく支援センターのセンター長（以下「センター長」という。）に報告しなければならない。

2 センター長は、出願等援助部からの報告に基づき、審査結果を執行役員会に報告しなければならない。
第18条第1項及び第2項の報告を受けたときも同様とする。

(援助等の決定)

第10条 執行役員会は、センター長からの前条第2項の報告に基づいて、援助の可否、援助金額等の決定をしなければならない。

2 前項の決定をしたときは、執行役員会はその内容を被援助者に通知しなければならない。
3 第1項の規定による決定については、不服の申立をすることができない。

(受任会員の選任)

第11条 被援助者は、会長に対し、当該受任会員について報告しなければならない。受任会員を変更した場合も、同様とする。

(受任会員の変更)

第11条の2 援助規則第5条第2項の「特別の事由」は、次に掲げるものとし、会長は、前条第1項の報告に係る受任会員が次の各号のいずれかに該当するときは、被援助者に対し受任会員の変更を求めることができる。

(1) 受任会員が会則第49条第2項第2号又は会則第54条の2第2項第2号の処分を受けているとき。
(2) 受任会員が会則第49条第2項第3号又は会則第54条の2第2項第3号の規定に基づく経済産業大臣に対する懲戒の請求を受け、その手続が結了していないとき。
(3) 受任会員が契約日前月までの会費を滞納し、未納分の支払いを完了していないとき。

2 前項により会長が受任会員の変更を求めたにもかかわらず、受任会員の変更がなされないときは、会長は、援助を中止することができる。

(受任会員の紹介)

第11条の3 援助規則第5条第3項において被援助者に紹介する受任会員の候補者は、次のいずれかの会員とする。

(1) 「研修受講料分割納付規則（会令第95号）」第2条第1項の弁理士業務に関する実務技能の習得を目的とした演習指導型研修会（略称「弁理士育成塾」、以下「弁理士育成塾」という。）の講師である会員、過去3年間に弁理士育成塾の講師であった会員又は弁理士育成塾の講師に就任予定の会員
(2) 弁理士育成塾の修了から2年未満の修了会員（以下「修了会員」という。）
(3) 修了会員の明細書作成の指導及び監督を行う会員であって会長により選任された者
2 支援センターは、被援助者に前項第2号の修了会員を紹介するときには、前項第1号又は前項第3号の会員（以下「サポート弁理士」という。）を共同の候補者として紹介しなければならない。
3 第1項に該当する会員であって、被受任者への紹介を希望する者は、支援センターの紹介希望者のリストに登録を行わなければならない。
4 被援助者は、修了会員及びサポート弁理士を共同で受任会員に選任する場合には、出願時にサポート弁理士を筆頭代理人としなければならない。

(援助の解除)

第12条 本会は、以下のいずれかに該当するときは、被援助者に対する援助を行わないことができる。

(1) 契約締結前に出願したことが判明したとき
(2) 被援助者が、正当な理由なく連絡を断つたとき
(3) 契約締結から1年を経過しても、出願手続きが終わらないとき
(4) 援助を継続することが困難となったとき
(5) その他、会長が援助を行うことが適当でないと判断したとき

[例] 犯罪や事件・事故を起こした、虚偽・不正の申請が判明した（大企業の子会社だった等）、会の信用を

毀損、等

(被援助者の義務)

第13条 被援助者は、会長に次の事項を報告しなければならない。

- (1) 援助を受けた出願等の手続が行われた日
- (2) 出願番号
- (3) 出願の経緯
- (4) 手続き費用を受任会員に支払ったことを示す書類
- (5) 出願に対する最終処分

2 被援助者は、会長から求められたときはその都度、出願の状況、実施の状況等の報告をしなければならない。

(援助の支払)

第14条 執行役員会は、被援助者から前条第1項第1号から第4号に規定する報告を受けた後、第11条第1項で決定した援助金額を被援助者に支払う。

(申請及び援助の回数の制限)

第15条 同一人からの申請は、本会の同一会計年度内では2回、援助の実行は1回を限度とする。

2 本会の同一会計年度での援助は、予算の範囲内で実行するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則の一部改正は、令和2年9月30日から施行する。

(改正の失効)

第2条 この規則の一部改正は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その際現に継続中の援助の手続については、以後もその効力を有するものとする。

[別表1] 特許出願等援助規則施行細則

单身者	年収（税抜き）	2, 500, 000円
2人家族	年収（税抜き）	3, 000, 000円
3人家族	年収（税抜き）	3, 300, 000円
4人家族	年収（税抜き）	3, 600, 000円
以下、家族1名増加する毎に基準額に300, 000円を加算する。		